

History of CEMA

2010年度【平成22年度】

2010 東日本大震災への対応

震災発生直後に政府当局へ緊急要請

2010(平成22)年度も終わりに近づく2011(平成23)年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。

三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害は、最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。

1995(平成7)年の阪神・淡路大震災を経験している建機工は、この災害時にも迅速に動いた。

まず着手したのが、「震災相談窓口」の設置であ

る。震災発生から4日後の3月15日に開設、13社、18件の相談に応じた。

さらに、政府当局へ次の緊急要請を行った。

- ①復旧、復興支援関係車両の交通制限地域通行許可証の発給
- ②同車両用燃料(ガソリン、軽油)の確保
- ③可及的速やかな生産活動再開に関する支援

それと平行して、会員各社の被害状況調査を行い、71社から回答を得て、生産設備、営業施設の被害の実態を把握するとともに、会員からの相談にも対応した。

また、ホームページに「東日本大震災に関する情報」特設ページを開設。交通規制や同解除情報、支援金関係税制情報、輸出品に対する各国の放射能措置情報等、24件の情報を発信した。

「東日本大震災に係る復旧・復興支援要望書」

そして、5月24日には、内閣官房はじめ政府関係部局に「東日本大震災に係る復旧・復興支援要望書」を提出した。これは、会員からのアンケートを元に作成したもので、復旧に使用する建設機械とその保守サービスカーの燃料調達の円滑化、大型建設機械の輸送規制緩和、排ガス・騒音・振動の規制の緩和を求め、所要の対応を得ることができた。

「福島第一原子力発電所事故に伴うサービス活動の手引き」を策定

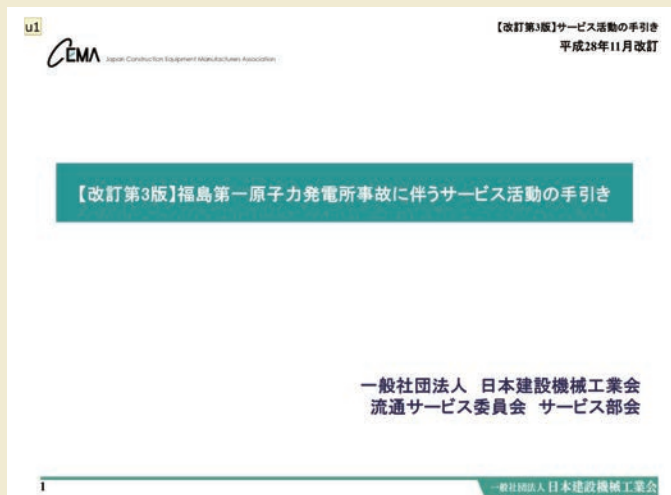
流通サービス委員会サービス部会では、福島第一原子力発電所の事故に伴い、同所周辺でのサービス活動に関して、2011(平成23)年9月に「福島第一原子力発電所事故に伴うサービス活動の手引き」を策定。会員各社へ展開した。

この手引きは、2012(平成24)年11月に改訂し、建機工のホームページを通じて会員各社だけでなく幅広い周知を図り、復興支援活動の一助となることを期した。

その後、関係法令や避難区域等の見直しから【改訂第2版】、サービス活動区域、避難区域の見直しから【改訂第3版】を発行し、改訂を重ねている。



東日本大震災の被災地で活動する建設機械



「福島第一原子力発電所事故に伴うサービス活動の手引き」

2011年度【平成23年度】

コンプライアンス強化への対応 2011

コンプライアンス強化の必要性

2011(平成23)年夏、他の工業会参加企業による独占禁止法違反事案が発覚、同工業会活動自体に違反行為はなかったものの、同工業会活動に際して集まった一部会員が違反行為の話し合いを行ったとされたため、同工業会は一時的に活動を停止(自粛)した。また、別の工業会において、上記事案に鑑み、機種別部会活動を停止する措置が講じられた。

当工業会においては、このような事案は発生していないが、創立以来、業界統計や需要予測の作成に部会組織が重要な役割を担ってきたことから、部会活動の可否は、工業会の存立意義にもかかわる重大な問題である。

このため、正副会長会議、理事会、運営委員会等でコンプライアンス強化について検討された。



独占禁止法コンプライアンスに関する勉強会

強化に向けた取り組み

2012(平成24)年3月・5月に開催された理事会において、工業会のコンプライアンス強化について審議が行われ、次のことを決定した。

- ◆コンプライアンスの担当委員会は運営委員会
- ◆規約・規程の整備
- ◆「独禁法マニュアル」の改訂
- ◆会員への啓蒙
- ◆事務局職員のコンプライアンス研修

強化の経緯

2012(平成24)年2月:工業会ホームページ会員専用ページに「工業会のコンプライアンス強化について」を掲載、会員に周知

2012(平成24)年3月:「内部通報規程」を制定、職員に周知

2012(平成24)年度から事務局職員を対象に契約弁護士によるコンプライアンス研修開始(毎年実施)

2012(平成24)年11月:「工業会のあり方ビジョ

ン」作成、その中で、事業推進ルールとして「コンプライアンス機能の強化」を明記

2013(平成25)年度から理事会・正副会長会議・各委員会に契約弁護士が同席、部会以上の会議議事録のリーガルチェック開始

2013(平成25)年12月:「建機工の活動と独禁法Q&A集」作成

2014(平成26)年4月:統計等の個社情報の担当部署として「調査部」を新設

2014(平成26)年度から毎年開催している正会員事業説明会において「独禁法に関する業界活動の留意点」を説明

2014(平成26)年度から年度末の理事会で契約弁護士が工業会のコンプライアンス取り組みについて講評

2017(平成29)年度から機種別部会を廃止し、8つの分野別部会を設置。同部会に契約弁護士が同席

2018(平成30)年度から分野別部会の下での課題別分科会に契約弁護士が同席

History of CEMA

2012年度 [平成24年度]

2012 工業会のあり方ビジョン策定

工業会のあり方ビジョン策定の背景

設立以来20余年の年月の経過に伴い、工業会を取り巻く環境については、震災の発生、コンプライアンス強化の社会的要請、会員のグローバル化の進展等により、大きくかつ様々な変化が生じていた。

こうした様々な変化を踏まえ、新たにビジョンを策定するにあたって改めて建設機械産業の発展等に資するための工業会のあり方(事業領域、組織等)を取りまとめることとなった。

検討の経緯

工業会のあり方ビジョンについては、運営委員会にて2010(平成22)年から2012(平成24)年の間に数度に渡り検討され、2012(平成24)年11月に開催された理事会で承認され、会員に通知された。

工業会のあり方ビジョンの構成

次のように構成されている。

- 1.はじめに
- 2.工業会が推進する事業
(重要な4つの活動分野を明記)
- ①震災からの復興への貢献
- ②環境・省エネルギー対応
- ③グローバル展開の支援
- ④新しい技術への対応

3.事業を担当する委員会組織

4.事業推進に係るルール

(コンプライアンス機能の強化を明記)

5.会員への事業成果報告

参考 定義(建設機械の定義、会員資格の定義、事業の定義)

委員会組織の変遷

工業会のあり方ビジョンの目的

このビジョンが目指すところは、「1.はじめに」に書かれた次の一文に集約されていると言えるだろう。

「新しいビジョン(工業会のあり方)が、「調和と発展による世界への貢献」という設立の理念の下にパラダイム(平成22年5月作成)を会員が実践していく上での方法論として有益なものとなることを期待する。

パラダイム:

- ①良き企業市民としての社会への貢献
- ②ステークホルダーとの共存共栄
- ③公正・透明な競争と適正な取引の促進
- ④世界の一員としてのグローバル化の推進
- ⑤安心・安全の追求と人間中心の経営の志向
- ⑥環境保護、省エネルギー、省資源の推進
- ⑦新しい商品及び分野の開拓

工業会のあり方ビジョン

平成24年11月15日

工業会のあり方ビジョン

構成

- 1.はじめに
 - 2.工業会が推進する事業
 - 3.事業を担当する委員会組織
 - 4.事業推進に係るルール
 - 5.会員への事業成果報告
- 参考 定義(建設機械の定義、会員資格の定義、事業の定義)
委員会組織の変遷

- 1.はじめに
- 我が国の建設機械産業の歴史は第二次世界大戦後に始まり、会員各社の雄大な努力により成長を続け、現在では、日本を代表する機械産業に成長した。

こうした中で、工業会は平成2年に民法第67条の規定に基づき通商産業省の認可を得て設立されてからこれまでの24年間に2回(平成12年の「我が国建設機械産業の200年ビジョン」、平成17年の「我が国建設機械産業の将来展望」)を作成し、その時代の建設機械産業の抱える課題の整理と産業の将来展望の内容を会員に提供し、業界の発展に貢献してきた。

他方、設立以来20余年の年月の経過に伴い、工業会を取り巻く環境については、震災の発生、コンプライアンス強化の社会的要請、会員のグローバル化の進展等により、大きくかつ様々な変化が生じている。

こうした様々な変化を踏まえ、従来のビジョンは建設機械産業発展の指針を目的としてきたが、今回新たにビジョンを策定するにあたって改めて建設機械産業の発展に資するための工業会のあり方(事業領域、組織等)を検討することとした。

新しいビジョン(工業会のあり方)が、「調和と発展による世界への貢献」という設立の理念の下にパラダイム(平成22年5月作成)を会員が実践していく上での方法論として有益なものとなることを期待する。

パラダイム ①良き企業市民としての社会への貢献
②ステークホルダーとの共存共栄

会員に通知された「工業会のあり方ビジョン」

2013年度 [平成25年度]

建機業界の独禁法Q&A集を策定

2013

発行の背景

当工業会は、設立以来、工業会活動における独禁法の遵守に努めている。設立2年目の1992(平成4年)4月には「建機工の活動と独禁法」マニュアルを作成し、以降、講習会の実施など、啓蒙活動に力を入れてきた。

しかし、国内外で独禁法や競争法による取締りや制裁が強化され、取引のグローバル化に伴いコンプライアンス精神も国際水準が形成されつつある中で、独禁法遵守のさらなる徹底が求められるようになった。とりわけ、同業他社が集まって会議をしたり情報交換を行うなど、日本では従来ひんぱんに見られたことが、独禁法や競争法違反を疑われるようになるなど、意識の改革も必要となっていた。

このような状況を背景として、「建機工の活動と独禁法(第3版)」を改訂し、発行されたのが「建機業界の独禁法Q&A集」である。

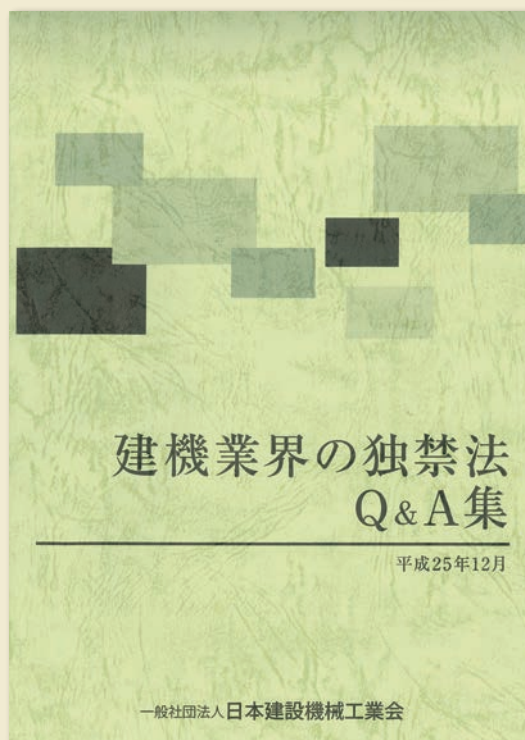
独禁法遵守の手引きとして

作成にあたっては、契約弁護士に指導を仰ぎ、法務部会がワーキングチームを組織して実務にあたった。

構成は、「総論」「情報交換に関する事業活動・業界活動」「情報交換以外の事業活動・業界活動」の全3章であり、情報交換をキーワードとして第2章と3章に分けていることが大きな特徴である。建機工の事業内容のうち、建設機械産業に関わる情報の収集・提供が、不当な取引制限(カルテル)とされるおそれがあることから、この点にスポットを当てた。

独禁法の概要をはじめ、事業活動・業界活動で想定される独禁法上注意すべき具体的な事項や事例を、Q&Aでわかりやすくまとめたことも工夫した点である。

その努力が実って、会員にも好評をもって迎えられ、独禁法遵守の手引きとして広く利用されている。



「建機業界の独禁法Q&A」

◆構成

序・目次等

1. 総論

2. 情報交換に関する事業活動・業界活動

【Point】情報交換に伴うリスク

2-1 価格・数量・販売条件に関する情報交換

2-2 サプライヤ・ユーザに関する情報交換

2-3 入札に関する情報交換

2-4 安全、法令・規制、労働等に関する情報交換

2-5 技術に関する情報交換

2-6 海外との関係に関する情報交換

2-7 会議等の開催

2-8 製品パンフレットに関する情報交換

3. 情報交換以外の事業活動・業界活動

3-1 標準・基準・規格等の制定

3-2 共同事業

3-3 その他の建機工の活動

参考資料

History of CEMA

2014年度 [平成26年度]

2014 低炭素社会実行計画策定

策定の背景

建機工では、京都議定書が策定された1997(平成9)年の翌年(1998年)に「地球環境保全のための自主行動計画(削減目標値10%)」を策定。10年後の2008(平成20)年には削減目標値を15%に強化した。

地球温暖化はさらに進み、社会等の注目も高まったことから2014(平成26)年5月、『建設機械製造業界の「低炭素社会実行計画」』を策定。国内の企業活動における2020(令和2)年の削減目標を、2008(平成20)年~2012(平成24)年の5年実績の平均に対して8%の削減に取り組むこととした。

また、建設機械主要3機種(油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ)の燃費改善及びハイブリッド式を含めた省エネ型建設機械の開発と実用化により、2020年のCO₂削減ポテンシャルを約100万t-CO₂と試算した。

さらに、省エネ型建設機械の海外輸出を推進し海外での排出抑制に貢献すること、主要機種の燃費改善とともに省エネ型建設機械の開発・実用化に取り組むこと、建機工の低炭素社会実行計画の取り組みについてPR活動していくことなどを盛り込み、業界を挙げて低炭素社会を実現していく決意とした。

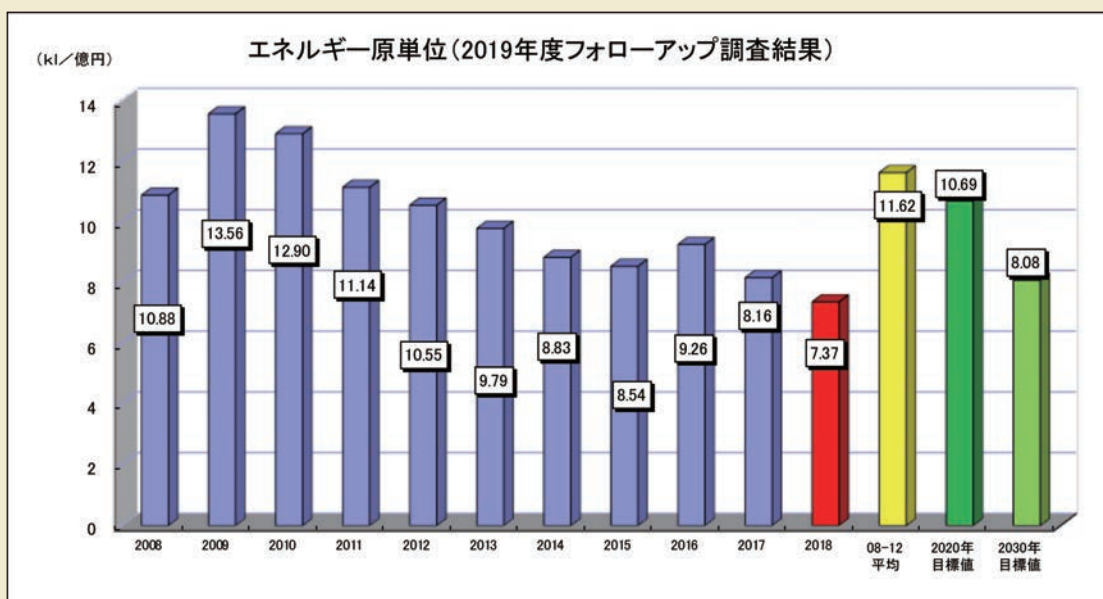
建設機械製造業界の「低炭素社会実行計画(2030年目標)」策定

建設機械製造業におけるエネルギー消費量の実績について、2013(平成25)年度は、省エネ対策への取り組みを進めてきたことに加えて、国が定めたエネルギー消費量計算に用いる係数の見直しがあり、消費エネルギー原単位で17%の大幅減となった。その結果、2008(平成20)年~2012(平成24)年までの5年実績の平均値を基準として2020年までに8%減を達成したレベルとなったことを確認した。

そこで2030年までの低炭素社会実行計画を検討し、新たに製造に係る消費エネルギー原単位の2030年目標を、2015(平成27)年3月に策定。2013(平成25)年を基準として消費エネルギー原単位17%削減に取り組むこととなった。

また、建設機械主要3機種の燃費改善、及びハイブリッド式を含めた省エネ型建設機械の開発と実用化により、1990(平成2)年基準で2030年のCO₂削減ポテンシャルを約160万t-CO₂と試算した。

この2030年目標に対し、2018(平成30)年度までの進捗率は142%と、超過達成している。



2015年度【平成27年度】

イノベーション委員会の設置2015

産業の高度化を目指して

2015(平成27)年6月に設置されたイノベーション委員会は、次の3点を目的とした組織である。

- 建設機械産業の将来に係わる建機工の中長期的な課題についての事業の企画立案
- 建設機械産業の将来に係わる建機工の中長期的な事業に関し、各委員会及び会員からの提案・要望のとりまとめ
- 上記の成果を踏まえた政府への要望案等の作成

設立の背景となったのは、2015(平成27)年2月に政府が立案した「産業競争力の強化に関する実行計画(2015年版)」の中に、「産業の新陳代謝」「科学技術イノベーションの推進」「世界最高水準のIT社会の実現」「環境・エネルギー制約の克服等の施策推進」が盛り込まれていたことがひとつ。また、ドイツの「インダストリー4.0」のように、IoTに絡め規制・規格の枠組みづくりによる自国製造業支援を目的とした施策展開の活発化により、経済産業省が①ロボットによる新たな産業革命を推進、②EUとの国際規制協力の推進等を行っていたことも挙げられる。

これらの施策の推進は、今後あらゆる技術要素を駆使した省人化の要望など、事業環境変化に柔軟な対応が求められる建設機械産業に多大な影響を与えることが考えられる。そのため、将来の事業環境変化を早期に把握し、会員に情報提供するとともに、

事業環境の変化がわが国建設機械産業の競争力に与える影響を考慮して、業界として政府等に適切な施策の展開を求めていく必要がある。

このような要望を取りまとめる戦略的機能を有するものとして発足したイノベーション委員会では、次のような活動を展開し、存在意義を発揮している。

1.事業環境の変化の早期把握と対応の検討

(1)新たな政策や新しい技術に関する情報の収集

i-Construction、TPP、Connected Industries等の新たな政策や新しい技術に関し具体的な内容と建設機械産業への影響を把握するため、ロボット革命イニシアティブ協議会とその下部組織「IoTによる製造ビジネス変革WG」及びIoT推進コンソーシアム「IoT推進ラボ」、i-Construction推進コンソーシアムの「技術開発・導入WG」「3次元データ流通・利活用WG」「海外標準WG」への参画と関連情報の収集、会員への提供

(2)講演会・セミナーの開催

経済産業省、JETRO、国土交通省、日本自動車工業会、ジョーンズ・デイ法律事務所から講師を招いて講演会やセミナーを毎年実施。

2.中長期的施策の政府等への要望案の作成

わが国建設機械産業の中長期的な発展のために必要な施策についての政府等への要望につながる関連情報の収集

History of CEMA

2016年度 [平成28年度]

2016 協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画を策定

サプライチェーンとのwin-winな関係強化を目指して

2016(平成28)年9月、経済産業省は、公正な取引環境を実現するため「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」を公表した。基本方針と重点課題は次の通りである。

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引環境を実現する。
- (2) 親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組を図る

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押し付けることがないよう、徹底する。

- 価格決定方法の適正化
- コスト負担の適正化
- 支払条件の改善

経済産業省は、この基本方針、重点課題のもと、建機工に、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行等を要請。これを受けて、建機工では協力企業取引WPを設置し、建設機械業界の行動計画の検討を実施。「協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画」をまとめ、2017(平成29)年3月に開催した理事会で行動計画を策定した。

未来志向型の取引慣行

行動計画では、「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえ、次の点に留意しながら、適正な取引を実現するよう懇請。

- (1) 発注時の書面交付について

- (2) 一方的な価格低減及び原材料価格・エネルギーコスト等の価格転嫁について
- (3) 下請代金の減額について
- (4) 長期手形の交付について
- (5) 下請代金の支払遅延について
- (6) 受領拒否について
- (7) 専用品・専用設備(「型」等)の保管について
- (8) 金型図面及び技術・ノウハウ等の流出について
- (9) 普及啓発活動の推進について
- (10) 取引先支援活動の推進について

また同時に行動計画の後半に、会員各社が日頃から実施している協力企業との適正な取引への取り組みを広く共有するための望ましい事例を取りまとめ、会員各社それぞれがさらなる適正取引の推進に資することを期待している。

2019(平成31)年1月に、経済産業省は、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正。同年3月に「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を改正したため、建機工に対して行動計画の見直しを要請。これを受けて、建機工は行動計画の改訂を検討し、同年5月に改訂を行った。

協力企業との適正取引の推進に向けた行動計画

一般社団法人日本建設機械工業会

平成29年3月23日策定
令和元年5月9日改訂

2017年度【平成29年度】

機種別部会改め分野別部会を設置

2017

コンプライアンス対応の一貫として

かねてから推進してきたコンプライアンスの強化・徹底の一環として、2016(平成28)年2月、工業会事業のあり方に関する正副会長会議において、運営委員会傘下の機種別部会見直しが発議された。運営委員会で検討が行われ、翌2016(平成28)年3月、工業会事業の見直し(棚卸)の開始が、理事会で承認された。

機種別部会の活動については、個別具体的な課題がなく、市場動向の意見交換のみしか会議目的がない場合、外部から見たら何をしているのか疑問視される可能性が高い。このことに着目し、コンプライアンス上の観点から2017(平成29)年4月、右表の通り、21の機種別部会を廃止することとなった。

分野別部会の設置とその機能

2017(平成29)年4月に、機種別部会の廃止に伴い、統計上の括りに近い分野別部会8部会(トラクタ部会、掘削機械部会、クレーン部会、道路機械部会、コンクリート機械部会、トンネル機械部会、基礎機械部会、関連機器部会)を設置した。分野別部会では、「目的の妥当性」「会議内容の合法性」「会議構成員の妥当性」「会議頻度の合理性」「法令遵守制度の有効性」という5つの要件のもとに、当該分野の課題の抽出、対応の検討などを行っている。

分野別部会は「傘下に設置する課題別分科会等が推進する事業の選定」と「その分科会等が行う活動のコンプライアンス」を行う。そのため、環境・安全・規制等の「公益目的」または「産業共通の利益」に関する課題選定のための課題別分科会を設置することが認められた。また、2017(平成29)年度から、分野別部会に契約弁護士が同席。2018(平成30)年度からは、課題別分科会にも同席し、コンプライアンスの強化を進めている。

機種別部会(旧来)	分野別部会(新設)
1.トラクタ部会	1.トラクタ部会
2.キャリア部会	
3.油圧ショベル部会	2.掘削機械部会
4.油圧アタッチメント部会	
5.油圧クレーン部会	3.クレーン部会
6.クローラクレーン部会	
7.クローラテレスコ部会	
8.トラック搭載型クレーン部会	
9.タワークレーン部会	
10.高所作業車部会	
11.締固機械部会	4.道路機械部会
12.アスファルトフィニッシャ部会	
13.アスファルトプラント部会	
14.コンクリートプラント部会	5.コンクリート機械部会
15.コンクリートポンプ部会	
16.推進機械部会	6.トンネル機械部会
17.シールド機械部会	
18.基礎機械部会	7.基礎機械部会
19.ドリル部会	8.関連機器部会
20.コンプレッサ部会	
21.自走式リサイクル機械部会	

History of CEMA

2018年度 [平成30年度]

2018 建機工自主制度の紹介

「新車証明制度」と「移動式クレーン自主検査者制度」の運用規程を改訂

輸出向け建設機械新車証明制度

1991(平成3)年に制定。

製造者が輸出向けの建設機械が新車であることを自主的に証明することで、輸出向けと国内向けの建設機械を区別し、輸出向け建設機械のアフターサービスの向上を目的としている。

油圧ショベル、ミニショベル、ブルドーザ、クローラローダ、ホイールローダ、バックホーローダ、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン(三点支持式パイルドライバ、クラムシェル、ドラグラインを含む)、モータグレーダの9機種が対象。輸出向け建設機械を出荷する時点で、建機工が定める統一様式により新車であることを証明した証明書を交付し、証明済みステッカーを貼付する。

制定後、27年を経て現在の運用状況に即した規程とするため2018(平成30)年9月に改訂した。

移動式クレーン定期自主検査者制度

1999(平成11)年に移動式クレーンに特化した定期自主検査制度として制定。

移動式クレーンの不具合や兆候を早期に発見し、労働災害を未然に防止することを目的とし、移動式クレーンを使用する事業者にとって、移動式クレーン定期自主検査を【建機工認定検査者】が実施する制度である。

制定後、約20年を経て、移動式クレーンの対象範囲が広がったこと、新しい技術が採用されていること、及び工業会のコンプライアンス強化の方針に合わせて、規程を2018(平成30)年11月に改訂した。

コンクリートポンプ車整備証明制度

2002(平成14)年に制定。

特定自主検査において発見された不具合箇所を適切に整備・修理することでさらなる安全対策につなげていくことを目的としている。

ブーム装置、アウトリガ装置、旋回装置、旋回架台装置、ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係といった安全上重要な部位の装置・部品を主体に適

用される。

整備が完了したコンクリートポンプ車には「整備完了証明書」を交付し、整備済みを確認するステッカーを本体に貼付する。

統一譲渡証明書制度

1971(昭和46)年に建機工の前身である日本産業機械工業会で統一譲渡証明書制度を発足させ、今日に至っている。

証明書を発行することで、建設機械の所有権を明確にするとともに、盗難機の売買・詐欺等、不正な取引を防止することを目的としている。

建設機械の商取引は、長期割賦販売によるものが多く、所有権留保持約付の取引が多いのが現状である。また、建設機械はごく一部を除き車検制度の対象でないこともあり、第三者に機械の所有者を明確に示す必要があった。そこで、建設機械の売買における取引の正常化と、所有権移転に関する商取引慣行を確立するために制定したものである。



移動式クレーン定期自主検査車制度を広報するチラシ



輸出向け建設機械新車証明済証ステッカー



コンクリートポンプ車整備済証ステッカー

2019年度【平成31年度】

統一安全標識における警告表示に関するデザイン改訂

2019

安全標識デザインを22年ぶり見直し

建機工では、1997(平成9)年に制定した「建設機械の統一安全標識と警告表示に関するガイドライン」の中の安全標識デザインを2019(令和元)年に見直した。

安全標識は、機械保有者・運転者・作業者に建設機械の使用、運搬及び保守の際に遭遇するかもしれない「危険」と回避行動を警告するために製品自体及び取扱説明書などに使用することを目的としている。

この安全標識デザインを、2019(令和元)年に見直した。その背景には、策定後20年以上が経過し、安全標識に警告句を記載しないデザインが世界的な潮流である点を考慮し、安全標識デザインの見直しが必要とされたことがある。

見直しのポイント

見直しにあたっては、技術製造委員会傘下の国際規制規格部会が担当し、土工機械に関するISO 9244:1995に準拠したJIS A8312-1996をもとに次の2点をポイントとして更新した。

- ◆三角形の外形線を細/太二重線⇒太実線に変更 (ISO 9244:2008改訂によるもの)
- ◆「Do Not」Markの追加とProhibition Markの変更 (ISO 9244:2008/Amd 1:2016追補によるもの)

警告句を非表示にした新しい安全標識のデザインサンプルは、建機工会員専用ホームページにて、電子データ(AI、EPS、PDF)で公開している。

ラベル管理コード順一覧 Prohibition Mark (O\)



新しい安全標識一覧

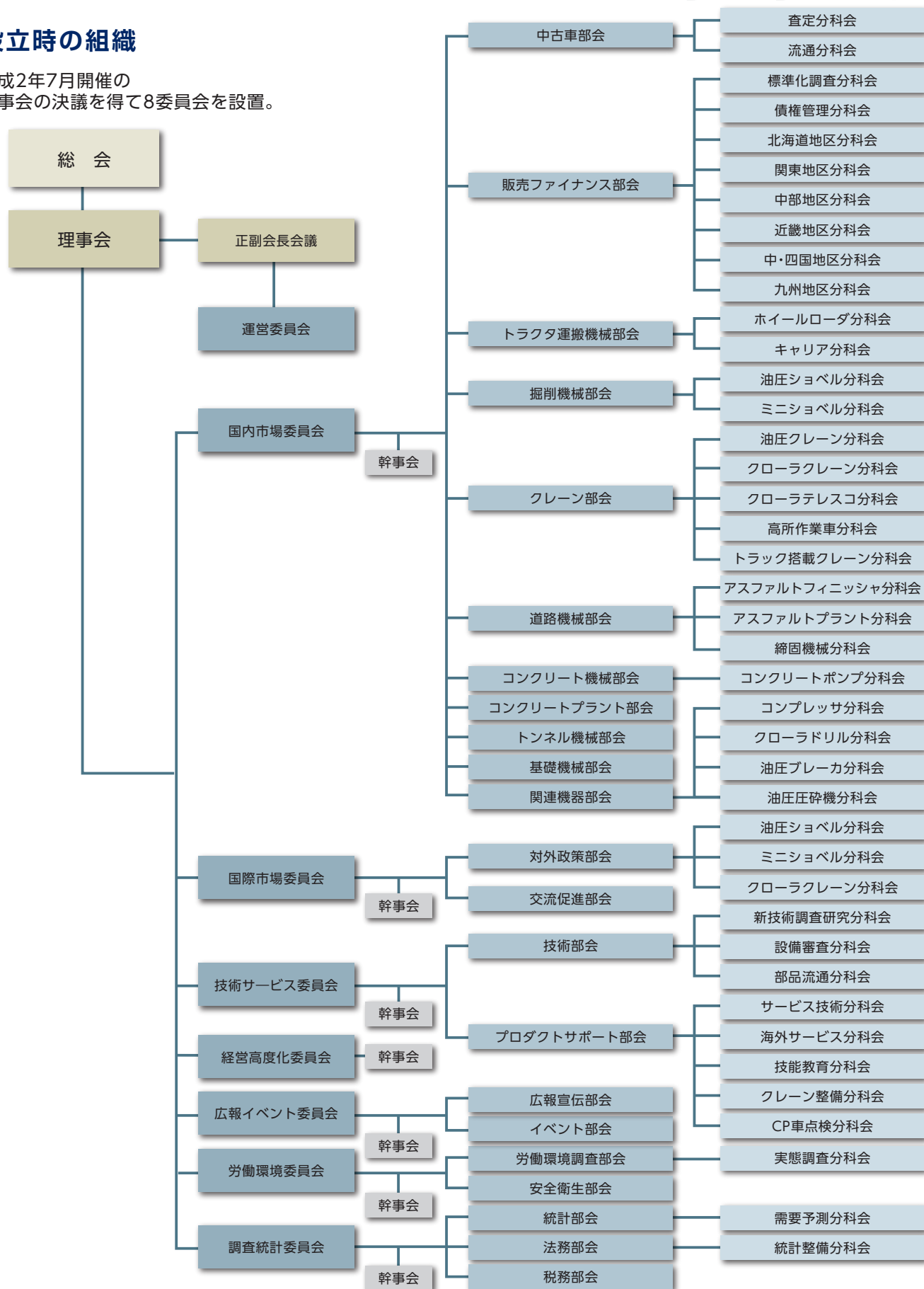
組織体制の変遷①

平成2年度

1990

設立時の組織

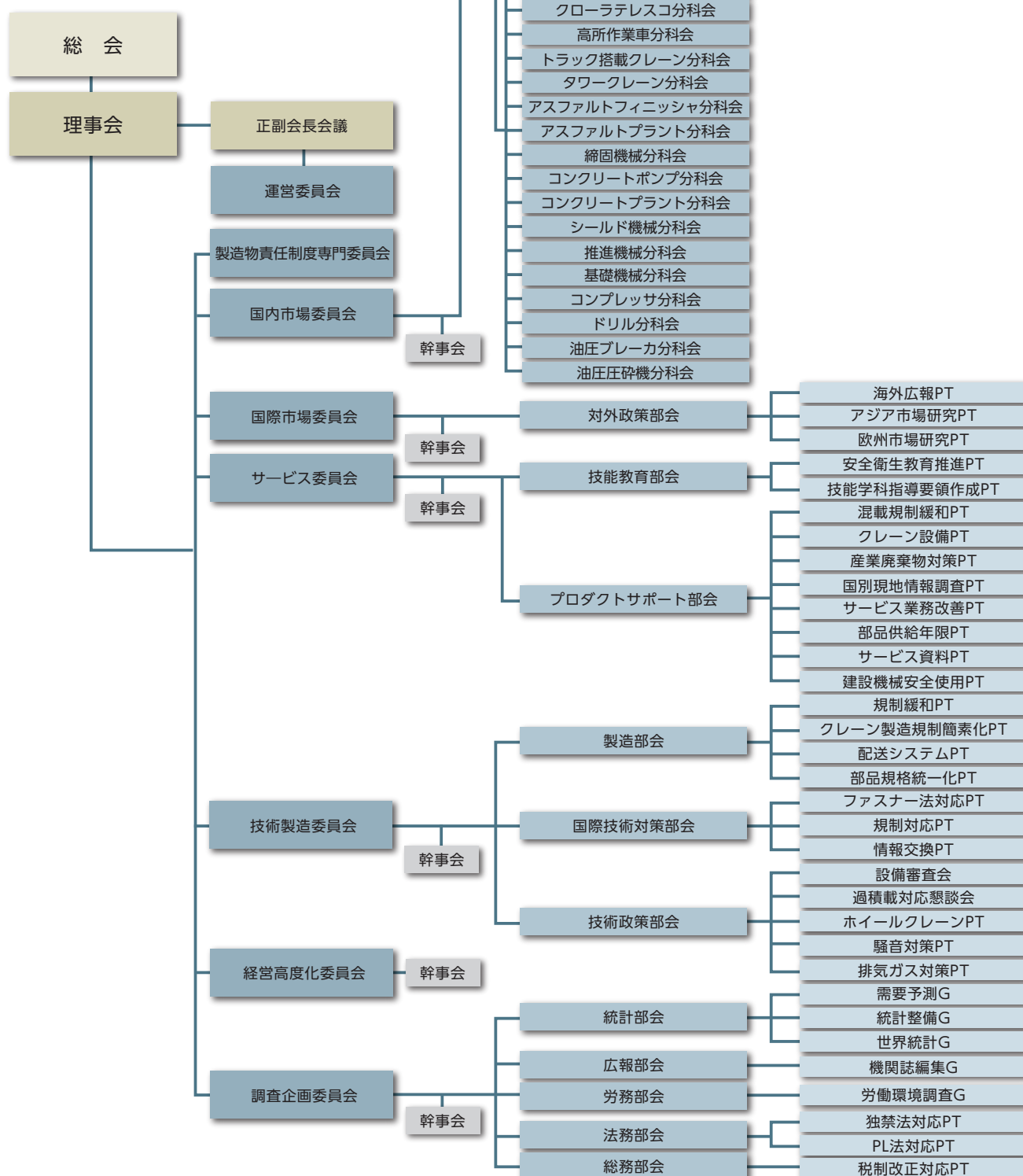
平成2年7月開催の
理事会の決議を得て8委員会を設置。



平成6年度

組織改正点

- ①調査統計委員会、労働環境委員会および広報イベント委員会を統合し、調査企画委員会を設置。
- ②国内市場委員会の機種別部会を廃止し、機種別分科会を部会と同格の組織とする。
- ③技術サービス委員会を技術製造委員会とサービス委員会に分割。



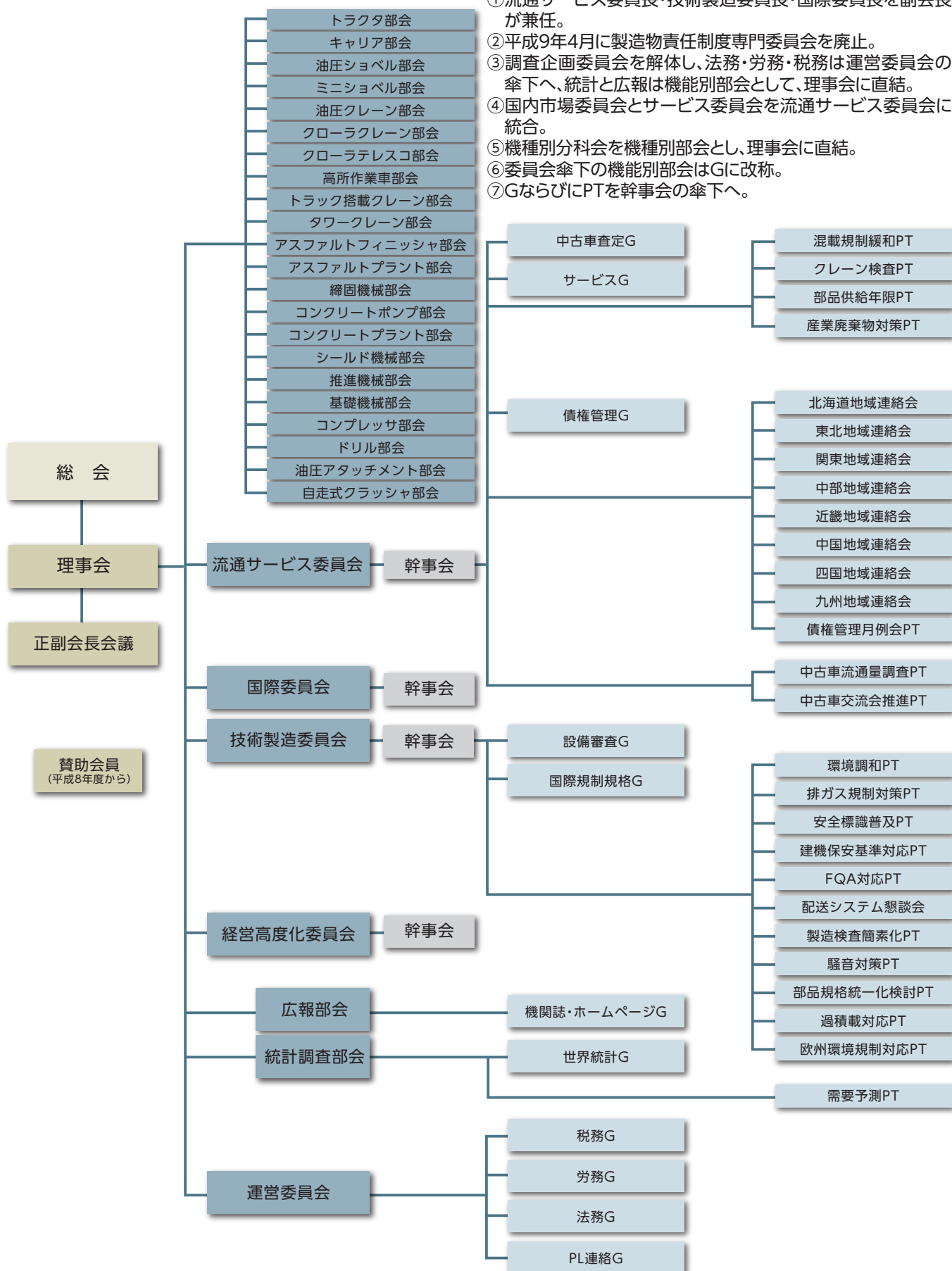
組織体制の変遷②

平成10年度

1998

組織改正点

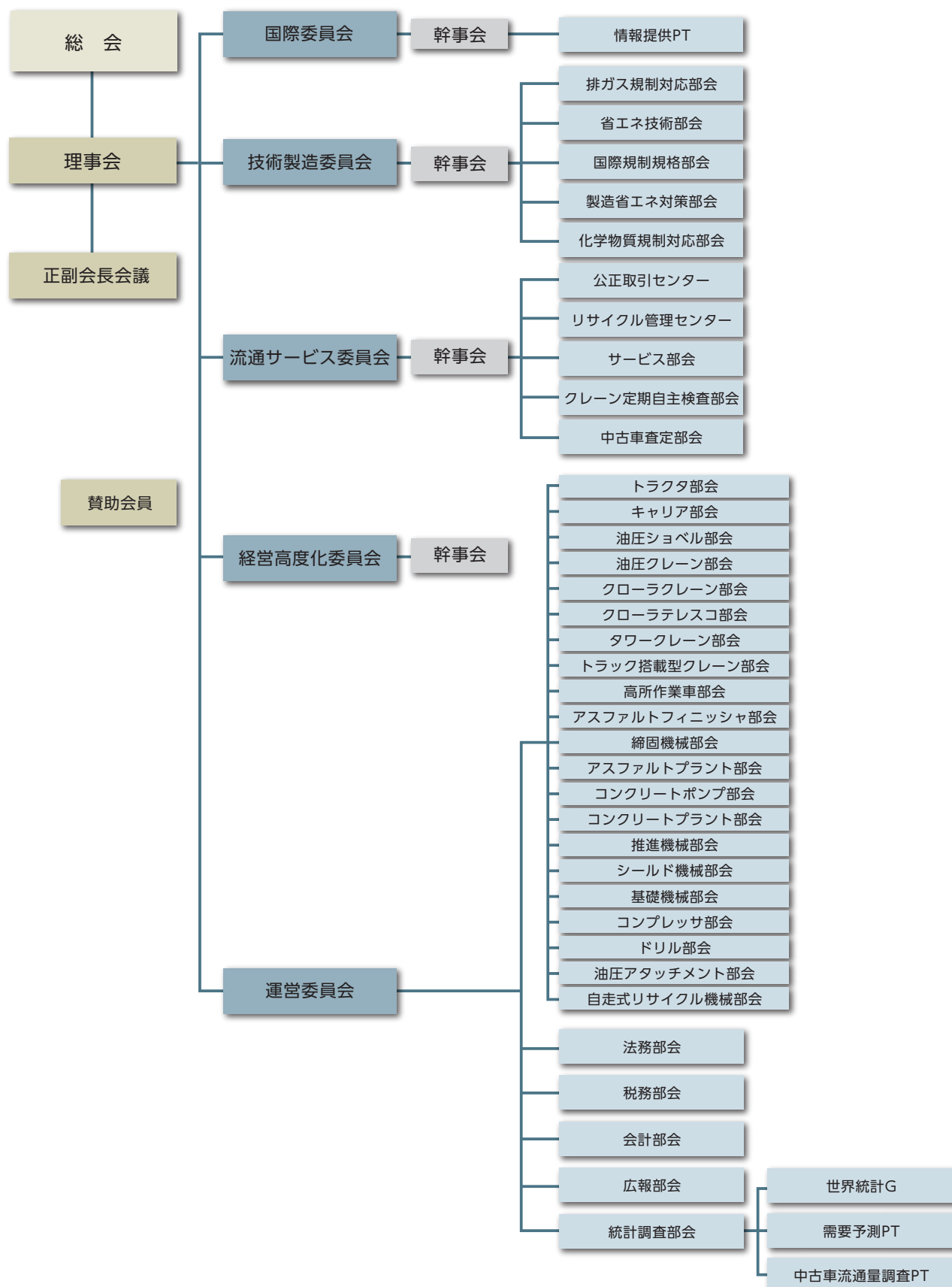
- ①流通サービス委員長・技術製造委員長・国際委員長を副会長が兼任。
- ②平成9年4月に製造物責任制度専門委員会を廃止。
- ③調査企画委員会を解体し、法務・労務・税務は運営委員会の傘下へ、統計と広報は機能別部会として、理事会に直結。
- ④国内市場委員会とサービス委員会を流通サービス委員会に統合。
- ⑤機種別分科会を機種別部会とし、理事会に直結。
- ⑥委員会傘下の機能別部会はGに改称。
- ⑦GならびにPTを幹事会の傘下へ。



平成25年度

組織改正点

工業会全体の組織の見直しと事業の棚卸しを行い、機種別部会、広報部会、統計調査部会を運営委員会の傘下に移管。



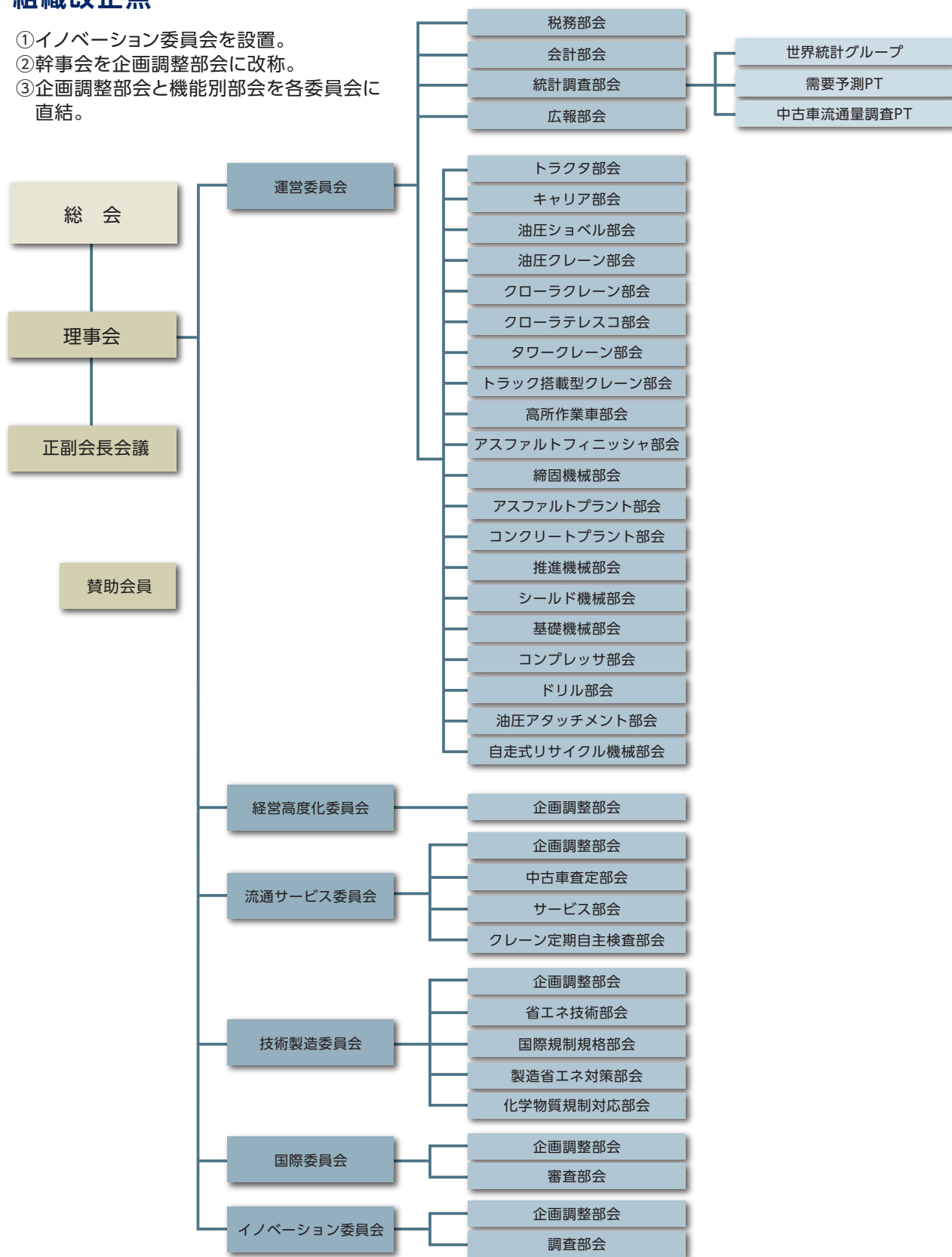
組織体制の変遷③

平成27年度

2015

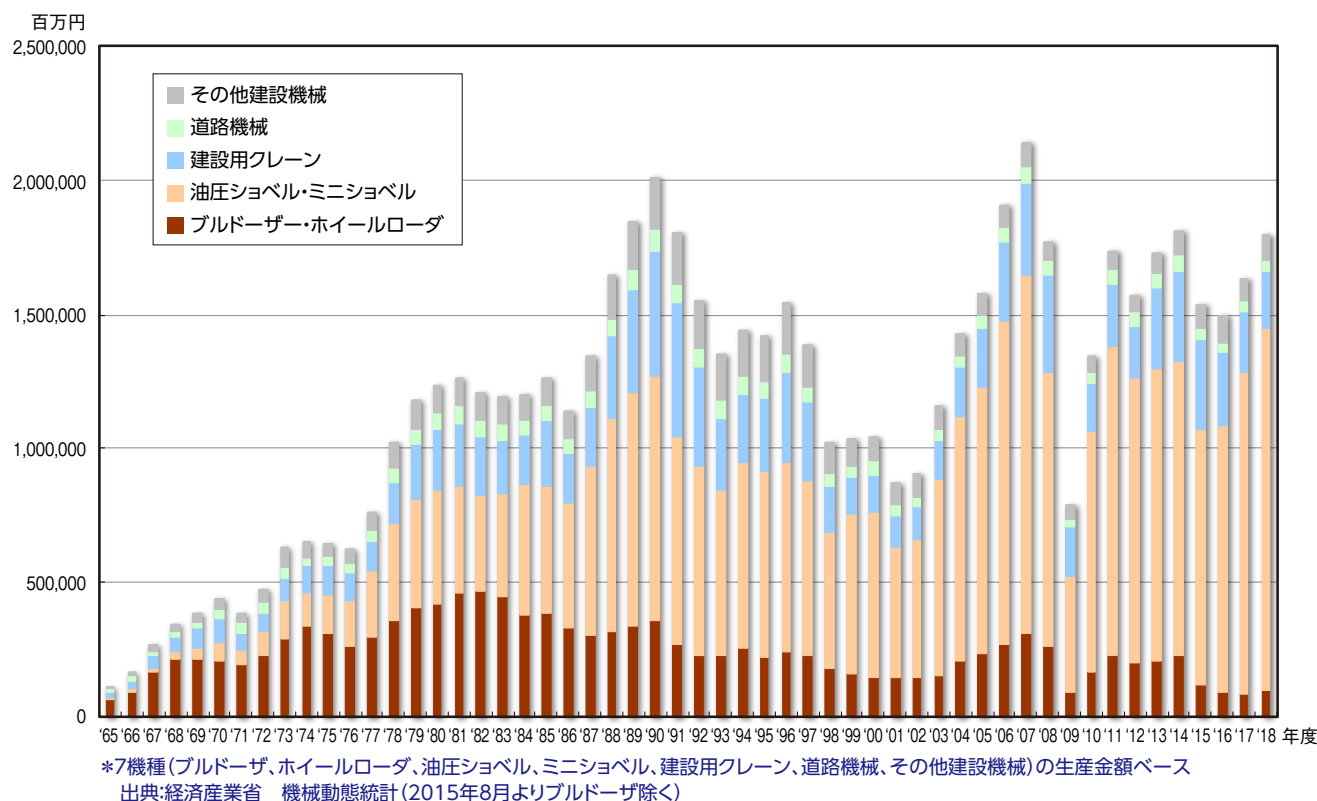
組織改正点

- ①イノベーション委員会を設置。
- ②幹事会を企画調整部に改称。
- ③企画調整部と機能別部を各委員会に直結。

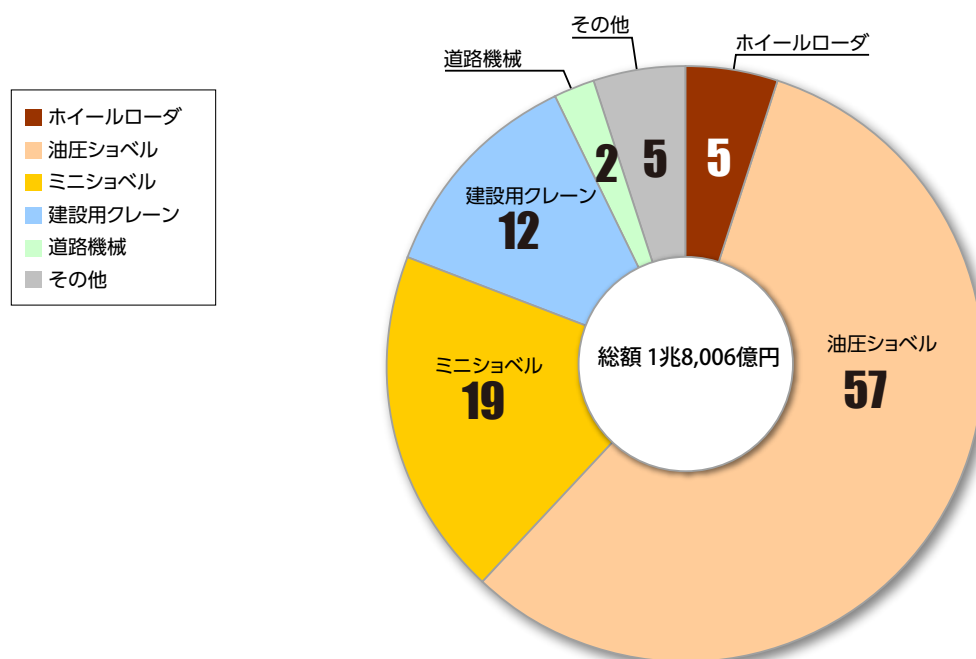


建設機械の生産動向

建設機械の生産高推移



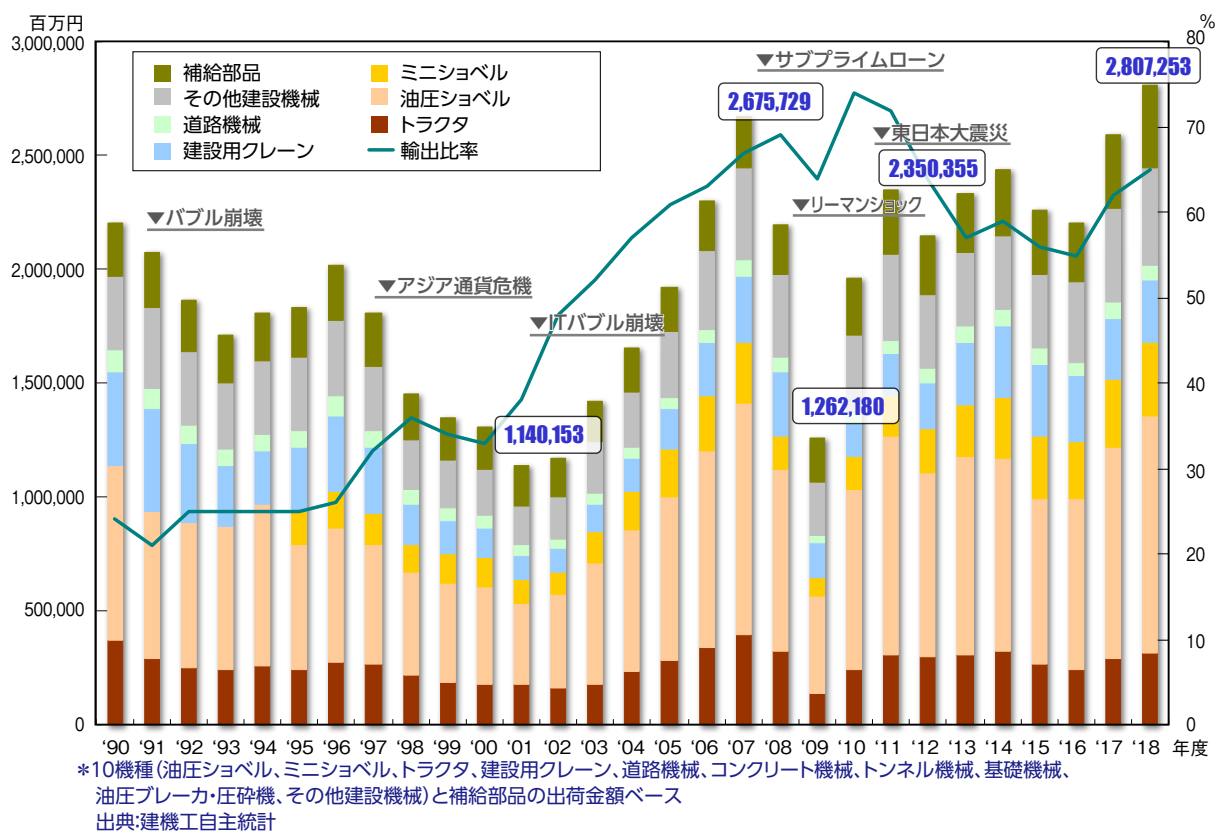
2018年度建設機械生産高構成比(単位%)



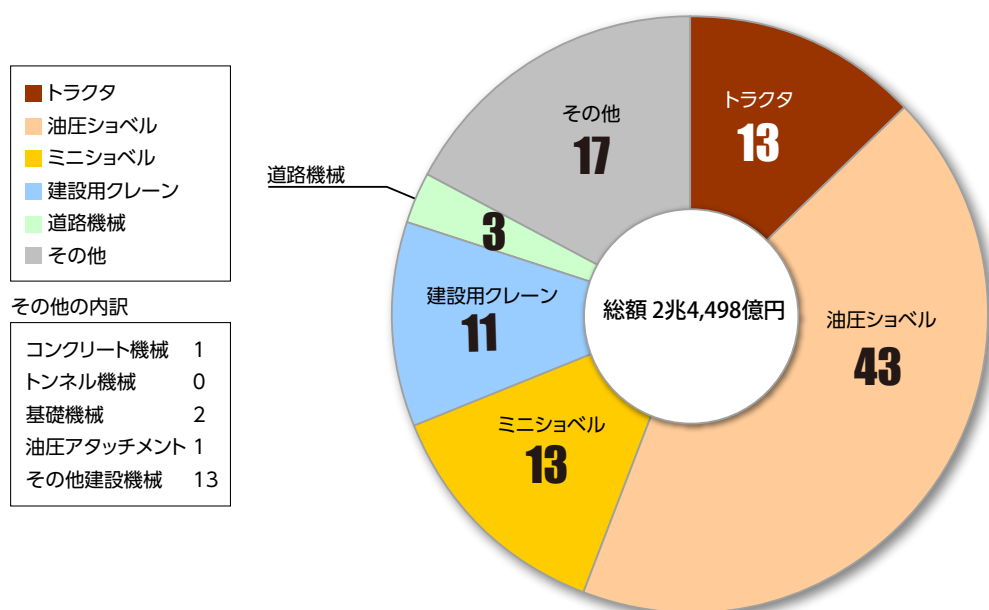
*6機種(ホイールローダ、油圧ショベル、ミニショベル、建設用クレーン、道路機械、その他建設機械)の生産金額ベース
出典:経済産業省 機械動態統計

建設機械の出荷動向

建設機械出荷金額の推移



2018年度建設機械出荷金額構成比 (単位%)



*10機種 (油圧ショベル、ミニショベル、トラクタ、建設用クレーン、道路機械、コンクリート機械、トンネル機械、基礎機械、油圧ブレーカ・圧砕機、その他建設機械) の出荷金額ベース (補給部品を除く)
出典: 建機工自主統計

■出荷金額推移

建設機械産業は、日本経済の高度成長に伴う内需に支えられて成長しましたが、日本建設機械工業会が発足した1990(平成2)年度頃を境に、バブル経済の崩壊により低迷期に入りました。

政府は、公共投資を中心とした経済対策を打ち、いったんは回復したものの、その後、財政の悪化が進んだことにより公共投資の縮減政策が取られ、内需は減少を続けました。

一方、海外については、大手メーカを中心に積極的に海外展開を進めてきた結果、2002(平成14)年には輸出が内需を上回りました。

2008(平成20)年のリーマン・ブラザーズ破綻を契機とした世界的な景気低迷により、内外需とも大幅に減少し、2009(平成21)年度の出荷額は、前年比43%の減少となりましたが、資源開発国や新興国を中心とした旺盛な海外需要に牽引され、2010(平成22)年度は前年比56%増加しました。

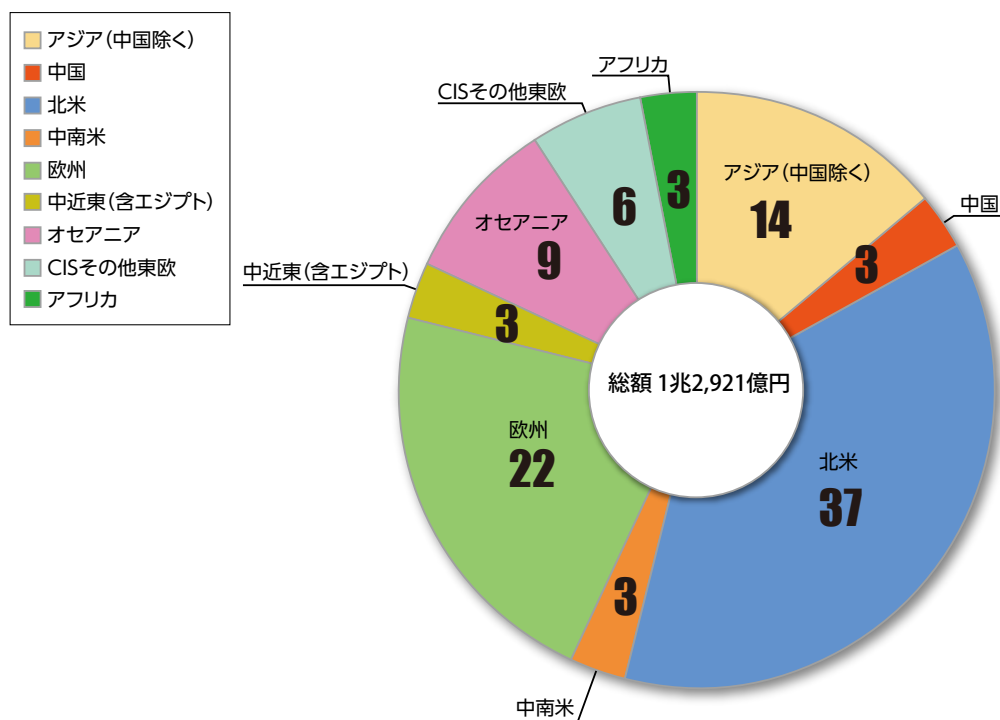
2011(平成23)年に発生した東日本大震災により、サプライチェーンの寸断や電力供給不安の中、復旧・復興のために建設機械の供給に努めた結果、2011(平成23)

年度は前年比20%の増加となりました。2012(平成24)年度は世界的な景気の悪化から、北米を除く全地域の輸出が減少し、合計では前年比9%の減少となりましたが、2013(平成25)年度は国内は堅調、輸出も緩やかに回復傾向に転じ、2014(平成26)年度は国内は一部機種に反動減が出たものの、輸出は堅調に推移し、前年比5%の増加となりました。2016(平成28)年度は国内・輸出ともに微減となり、前年比2%の減少となりました。2017(平成29)年度は国内は微減したものの、輸出が北米、欧州、アジアの3大輸出先が堅調に推移したことから、前年比18%増加しました。2018(平成30)年度は国内は微増、輸出は堅調に推移し、前年度比8%増加しました。

機種別出荷金額構成比は、代表的建設機械である油圧ショベルとミニショベルで56%、これに主力機械である建設用クレーンとトラクタを足すと全体の約8割を占めています。

また、仕向先別では、最大輸出先である北米向けが総輸出額の約37%を占め、第2位の輸出先である欧州向けの22%を加えると、この2地域で輸出額の半分以上を占めています。

■2018年度地域別輸出額構成比(単位%)



*10機種(油圧ショベル、ミニショベル、トラクタ、建設用クレーン、道路機械、コンクリート機械、トンネル機械、基礎機械、油圧ブレーカ・圧砕機、その他建設機械)の出荷金額ベース(但し、コンポーネント含まず)
出典:建機工自主統計